新温泉町情報共有アプリ導入業務仕様書

１　業務名

　新温泉町情報共有アプリ導入業務（以下「本事業」という。）

２　目的

町と自治会等の地縁による団体（以下「自治会」という。）の代表者及び自治会内の情報伝達手段として、デジタルデバイスを活用した電子回覧板、共有フォルダなどの自治会の運営支援に特化した機能を有し、有事には町と連携し、地域防災・福祉に関する緊急情報の配信や、安否確認等で使用できるアプリケーション（以下「アプリ」という。）を導入することで情報伝達の迅速化・効率化を図り、自治会の代表者や役員（以下「自治会運用者」という）、町職員の負担軽減、自治会活動の維持・活性化につなげる。

なお、本事業は以下の方針で行うこと。

（１）自治会運用者および町職員の業務負荷軽減に役立つものであること。

（２）利用者のデジタルデバイス環境とITリテラシー、利便性・操作性などを考慮し、容易に

操作できるものであること。

（３）町と自治会からの地域防災・危機管理、社会福祉などの要望に柔軟に対応できる拡張性の

高いものであること。

（４）長期間に渡り、安定した利用が可能であること。

３　業務内容

（１）情報共有アプリの提供・運用

（２）住民向け一斉情報共有ネットワークの構築業務

（３）新温泉町-自治会の代表者間の情報共有ネットワークの構築

（利用規模（予定）自治会数：最大114 １自治会につき最大1名の利用を想定）

（４）職員向けなど上部団体としての情報共有ネットワークの構築

（（２）、（３）含め、最大5つ）

（５）自治会内の情報共有ネットワークの構築

（利用規模（予定）自治会数：最大114 世帯数：最大4,700 １世帯につき最大3名

　　までの利用を想定）

（６）自治会運用者向け説明会の実施（現地開催１回以上）

（７）オンライン講習会の実施（2回以上）

（８）操作マニュアルの提供

４　情報共有アプリの仕様

（１）利用可能端末

スマートフォン、タブレット、パソコン等で使用できること。

　　　　それぞれの最新バージョンに対応すること

（２）少なくとも以下の機能を有すること。

ア　本町から利用者への情報配信機能

イ　自治会から利用者への情報配信機能

ウ　地域行事等の参加確認機能

エ　閲覧確認機能

オ　災害時における安否確認機能

５　履行期間

契約締結の日から 令和８年３月３１日（火） まで

６　提案上限額

 　　7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※使用期間は、令和8年1月から令和8年3月までの3か月分を想定。

　ただし、職員向けの試験環境は早めに提供すること

（注１）費用区分を明確にすること。また、各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を

記載すること。

（注２）この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

　　　　なお、基本的には、令和8年3月に確定した実績（利用自治会数・ＩＤ数等）に

基づく精算を変更契約により行うものとする。

ただし、提案採用者等と町との協議により決定する。

７　納入場所　新温泉町役場企画課

８　納品成果物

・町アカウントマニュアル

主に本町が管理者としてアプリの運用管理を行うためのマニュアル。

（自治会運用者マニュアルと内容が重複する部分については省略可能）

・自治会運用者マニュアル

主に自治会の代表者や役員が管理者として登録者の管理・情報の発信・集計等を

行うためのマニュアル。

・利用者マニュアル

利用者である地域住民がアプリを利用するためのマニュアル。

本町へデータにより提出するとともに、動画及びテキスト等の形式により、アプリ上で

閲覧できるようにすること。

・広報物

利用促進に向けた宣伝・広報支援として作成した広報物

その他必要なものについては受注者と協議の上決定すること。

9　再委託

（１）受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、

あらかじめ本町と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

（２）（１）により本町が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

（３）（１）により本町が承認した場合であっても、受託者は本町に対し、承認を得た第三者の行

為について全責任を負うものとする。

10　機密保持

（１）受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

（２）受託者は、本町から提供された資料等（以下「資料等」という。）を厳重に取り扱うものと

し、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（３）受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複写及び加工してはならない。

（４）受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還または削除すること。

11　特記事項

（１）情報共有アプリ利用に関する契約については、本町又は自治会のどちらでも可能である

こと。

（２）本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本町と

受託者が協議して実施方法等を定めるものとする